

○ 昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）新旧対照表

改正案	現行
第一 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場の使用料及びその支払方法 着陸料、停留料及び保安料の額並びにこれらの支払方法は、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）について、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めるところによる。 第二 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場以外の飛行場の使用料（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては一から三に規定する金額（ただし、四の適用のある場合にあつては、その金額。以下同じ。）とし、それ以外の航空機にあつては、一から三に規定する金額にそれぞれ一・〇五を乗じた金額とする。） 一 着陸料 （一）ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計とする。 ア 航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額 （a）二十五トン以下の重量については、一トン（一トン未満は一トンとして計算する。以下同じ。）ごとに 九百五十円	第一 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場の使用料 着陸料、停留料及び保安料の額は、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）について、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた使用料の額と同一の額とする。この場合において、使用料の一括納付については、当該飛行場を管理する部隊の長の承認を受けて行うものとする。 第二 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場以外の飛行場の使用料（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては一から三に規定する金額（ただし、四の適用のある場合にあつては、その金額。以下同じ。）とし、それ以外の航空機にあつては、一から三に規定する金額にそれぞれ一・〇五を乗じた金額とする。） 一 着陸料 （一）ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計とする。 ア 航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額 （a）二十五トン以下の重量については、一トン（一トン未満は一トンとして計算する。以下同じ。）ごとに 千円

(b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごと とに 千三百八十円 (c) 百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに 千六百五十円 (d) 二百トンを超える重量については、一トンごとに 千八百円 イ(略) (二)(略) 二〃四(略)	(b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごと とに 千四百円 (c) 百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに 千五百五十円 (d) 二百トンを超える重量については、一トンごとに 千六百五十円 イ(略) (二)(略) 二〃四(略)
第三(略) 第四 第二及び第三に規定する使用料の支払方法 着陸料及び停留料(第一に規定するものを除く。)並びに格納庫使用料は、それぞれ次の各号に定める時期に、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、あらかじめ、当該飛行場等を管理する部隊等の長の承認を受けた者は、別に防衛大臣の定めるところにより一箇月(歴月をいう。)分を取りまとめて支払うことができる。 一 着陸料は、着陸後 二 停留料又は格納庫使用料は、その使用を終えた際	第三(略) 第四 使用料の支払方法 着陸料(第三において適用する場合の着陸料を含む。)、停留料及び格納庫使用料は、それぞれ次の各号に定める時期に、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、あらかじめ、当該飛行場等を管理する部隊等の長の承認を受けた者は、別に防衛大臣の定めるところにより一箇月(歴月をいう。)分を取りまとめて支払うことができる。 一 着陸料は、着陸後 二 停留料又は格納庫使用料は、その使用を終えた際
第五 延滞金 第一の使用料をその支払期限までに支払わない者は、当該使用料の金額につき年十四・五パーセントの割合で、支払期限の翌日からその支払を終えた日までの日数により計算した金額の延滞金を支払うものとする。	第五 延滞金 第一の使用料をその支払期限までに支払わない者は、当該使用料の金額につき年十四・五パーセントの割合で、支払期限の翌日からその支払を終えた日までの日数により計算した金額の延滞金を支払うものとする。

○ 平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）新旧対照表

改正案	現行
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一(四)エ、一(四)カ(a)ただし書に規定するもの及び一(四)カ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一(一)の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十一年七月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、十分の六） 二 平成二十三年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一(四)エ、一(四)カ(a)ただし書に規定するもの及び一(四)カ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一(一)の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十一年七月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、十分の六） 二 平成二十二年十月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一